

様式第1号

皆野・長瀬下水道組合業務委託一般競争入札告示

告示第5号

業務委託の制限付き一般競争入札を下記のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年3月30日

皆野・長瀬下水道組合
管理者 黒澤 栄則

記

- 1 入札対象業務
 - (1) 業務委託名 長瀬浄化センター等維持管理業務委託
 - (2) 業務場所 埼玉県秩父郡長瀬町及び皆野町地内
 - (3) 委託期間 令和8年5月1日から令和11年4月30日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 2 業務概要
長瀬浄化センター、中継ポンプ場(2箇所)及びマンホールポンプ場(12箇所)に関する維持管理業務
- 3 入札日時及び場所
 - (1) 入札日時 令和8年4月23日(木) 午前10時00分
 - (2) 場 所 皆野・長瀬下水道組合 2階会議室
- 4 入札に参加できる者の形態
単体企業
- 5 入札参加資格
 - (1) 共通資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 令和7・8年度皆野・長瀬下水道組合競争入札競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に掲載されている者とする。
 - ウ 組合に対して契約権限を有する本店又支店、営業所が埼玉県内に所在する者であること。
 - エ 公告の日から入札の日までの期間に、皆野・長瀬下水道組合建設工事

等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。かつ、国又は他の地方公共団体から同様の措置等を受けていない者

オ 公告日において会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしていない者。なお、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、裁判所からの更生又は再生手続き開始の決定がされており、かつ、公告日において組合の再審査を受け一般競争入札参加資格を有する者

カ 国税、地方税及び消費税を引続き2年完納していること。

キ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)でない者。暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないと認められるとき。

ク 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないと認められるとき。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないと認められるとき。

コ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないと認められるとき。

サ 次に掲げる事項を満たす事。

① 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有する者又は下水道処理施設維持管理業務登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第3条第1号に規定する登録要件に該当する者を配置できること。

② 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号)第2条の規定に基づき、下水道処理施設維持管理業者名簿に登録されている本店、支店、又は営業所が埼玉県内にあること。

③ 過去、他の下水道処理施設維持管理業務委託を受注し、運転管理実績を有すること。

④ 緊急時に備えて24時間365日対応可能な体制を有し、異常発生時には速やかに技術者を現地に派遣できること。

また、その体制を証明する資料(配置計画、拠点位置等)を提出すること。

6 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書(以下「確認申請書」という。)に、一般競争入札参加資格等確認資料(及び特定共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書)を添えて持参により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

ア 提出先 下水道課(2階事務所)

イ 受付日 令和8年3月30日(月)から令和8年4月15日(水)(必着まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。))

ただしこの後入札に関する質問をすることができる者は4月7日(火)までに確認申請書を提出済の者のみとする。

ウ 受付方法 持参又は郵送

エ 受付時間 午前9時から午後4時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合の送付先

〒369-1303

埼玉県秩父郡長瀬町大字中野上234-1

皆野・長瀬下水道組合 下水道課

エ 提出部数 1部

(2) 確認申請書の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

(3) 入札参加資格の確認通知

ア 入札参加資格の確認結果は締切後に審査を経て通知する。

ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

7 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和8年4月15日(水)午後5時までは、入札参加資格の再確認を求めることができる。

8 設計図書等

設計の図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり公開する。

(1) 方法 組合ホームページにて公開

<https://www.minanaga.or.jp/>

(2) 公開日

令和8年3月30日(月)から

9 現場説明会

随時実施。現地確認を希望する者は、事前に問い合わせること。

希望日時を調整し対応（現地確認可能時間 9－12時、13－16時）

10 設計図書等に関する質問

設計図書や内容等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。なお、回答公開後の再質問は受け付けない。

- (1) 提出先 下水道課（2階事務所）
- (2) 受付日 令和8年4月13日(月)から令和8年4月16日(木)まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
- (4) 質問方法 質問書を郵送、持参、電子メール、FAXのいずれかにて提出
- (5) 質問者 入札参加資格等確認申請を4月7日までに提出した者のみ
(参加資格決定をされていなくても構いません)

(6) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次のとおり公開する。

ア 方法 組合ホームページにて公開する

<http://www.minanaga.or.jp/>

イ 回答公開日 令和8年4月20日(月)

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

ウ 落札者は、本業務の履行に伴い第三者に損害を与えた場合に備え、対人及び対物を対象とする賠償責任保険に加入するものとする。

保険の補償内容及び保険金額については、本業務の内容、施設規模及びリスクの程度を踏まえ、発注者と協議の上決定するものとする。

なお、契約締結後は速やかに保険証券の写しを提出するものとする。

- (4) 入札回数
入札は3回までとする。
- (5) 入札の辞退
入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。
- (6) 独占禁止法等関係法令の遵守
入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) その他
 - ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
 - イ 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。
 - ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2名以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

12 予定価格及び最低制限価格

- (1) 予定価格
81,690,000円(税抜) 3年間の総額
(参考)
※27,230,000円(税抜) ※1年間の総額
- (2) 最低制限価格
設定しない。

13 入札保証金 免除とする。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札
- (4) 入札参加資格のない者のした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (6) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

- (12) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (13) その他告示に示す事項に反した者がした入札

15 契約保証金

- (1) 落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付については、次に掲げる者は免除する。
 - ア 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者
 - イ 保険会社と工事履行保証契約を締結し、その保証証書を提出した者
- (3) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

16 支払方法

落札業者と要相談

17 その他

- (1) 提出された確認申請書は返却しない。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した有資格者を専任で配置すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 過去1年間に組合管内で事故等をおこしたことがあり、かつ、組合に通報していない場合は、入札日の2日前までに申し出ること。

18 問い合わせ

下水道課 電話 0 4 9 4 - 6 6 - 0 7 4 7